

論点③ 独居・認知症高齢者への対応

論点③

(認知症対応型通所介護の報酬の在り方)

- 認知症対応型通所介護においては、小規模であることや認知症の利用者を対象とした専門的なケアを提供するサービスであることから、通常型通所介護や地域密着型通所介護より高い基本報酬としている。
- 近年においては、通常型通所介護や地域密着型通所介護においても認知症の方を受け入れるケースは増加しており、認知症対応型通所介護と同様に認知症の人やその家族のレスパイトケアとしての機能を担っている。
- 令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、「認知症基本法」）や令和6年12月3日に閣議決定された認知症施策推進基本計画においては、「認知症の人を単に「支える対象」としてではなく」地域でともに支え合って暮らす取組が必要とされている。
- 認知症対応型通所介護の請求事業所数及び受給者数は減少傾向にあり、認知症対応型通所介護としての役割や、通所介護や地域密着型通所介護との機能分化を明確にしていくとともに、認知症基本法や認知症施策推進基本計画の考え方からも、今後のサービスとしての在り方も含めてどのような対応が考えられるか。

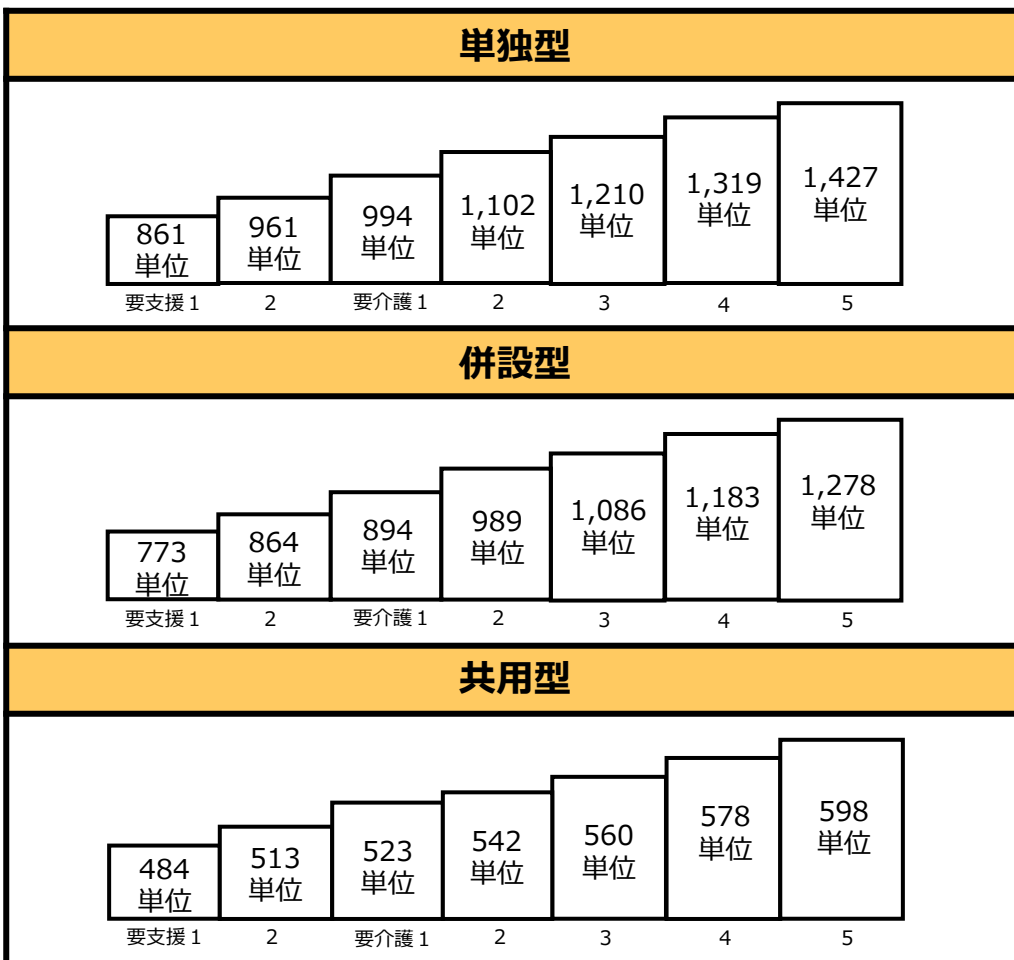
対応案

(認知症対応型通所介護の報酬の在り方)

- 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画の理念の下で、現状の通所介護や地域密着型通所介護の強み・特徴、多くの事業所でも一定の認知症の利用者にサービスを提供していることなども踏まえ、地域密着型通所介護の報酬体系やその単位数も参考にしつつ、認知症対応型通所介護について、基本報酬の在り方、認知症高齢者の日常生活自立度からみて重度な利用者を多く受け入れている事業所を評価すること等を検討してはどうか。
- また、地域住民をはじめとした多様な主体と連携しながら、例えば、認知症の人が自ら意思決定して地域における多様な社会参加の機会等を確保する事業所などを評価するための新たな報酬設定を検討してはどうか。

サービス提供時間、利用者の要介護度及び事業所規模に応じた基本サービス費（例）

○ サービス提供時間：7 時間以上 8 時間未満の場合



※ 1：サービス提供時間には、その他、3 時間以上 4 時間未満、4 時間以上 5 時間未満、5 時間以上 6 時間未満、6 時間以上 7 時間未満、8 時間以上 9 時間未満がある（2 時間以上 3 時間未満もあるが、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に実施）。

※ 2：サービス提供時間には、送迎の時間は含まれない。

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

個別機能訓練の実施

(27単位/日)

※個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている場合は、上記に加えて20単位/月

外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントを実施 (100・200単位/月)

※個別機能訓練加算を算定している場合、0・100単位/月

ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合

(30・60単位/月★)

科学的介護の推進

(40単位/月)

栄養アセスメントの実施

(50単位/月)

口腔機能向上への計画的な取組 (160(150)単位/回)

若年性認知症利用者の受入

(60単位/日)

入浴介助を行った場合

(40・55単位/日)

※利用者の居宅を訪問し、利用者の状態や浴室の環境を評価し、それに基づく入浴介助を行った場合、55単位

延長サービス（9～14時間）の実施 (50単位～250単位)

感染症又は災害の発生に伴う特例 (3%)

介護職員等処遇改善加算

(Ⅰ)イ 21.6% □ 23.6%

(Ⅱ)イ 20.9% □ 22.9%

(Ⅲ) 18.5% (Ⅳ) 15.7%

中山間地域等でのサービス提供 (5%)

介護福祉士や3年以上勤務者を一定割合以上配置（サービス提供体制強化加算）

・介護福祉士 7 割以上若しくは
勤続年数10年以上2.5割以上：22単位/回
・介護福祉士 5 割以上：18単位/回
・介護福祉士 4 割以上若しくは
勤続年数 7 年以上 3 割以上：6 単位/回

事情により、2～3 時間の利用の場合

(4～5 時間の単位から ▲37%)

送迎を行わない場合

(片道につき▲47単位)

定員を超えた利用や人員配置基準に違反

(▲30%)

業務継続計画未策定

(▲1%)

高齢者虐待防止措置未実施

(▲1%)

事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合

(▲94単位/日)

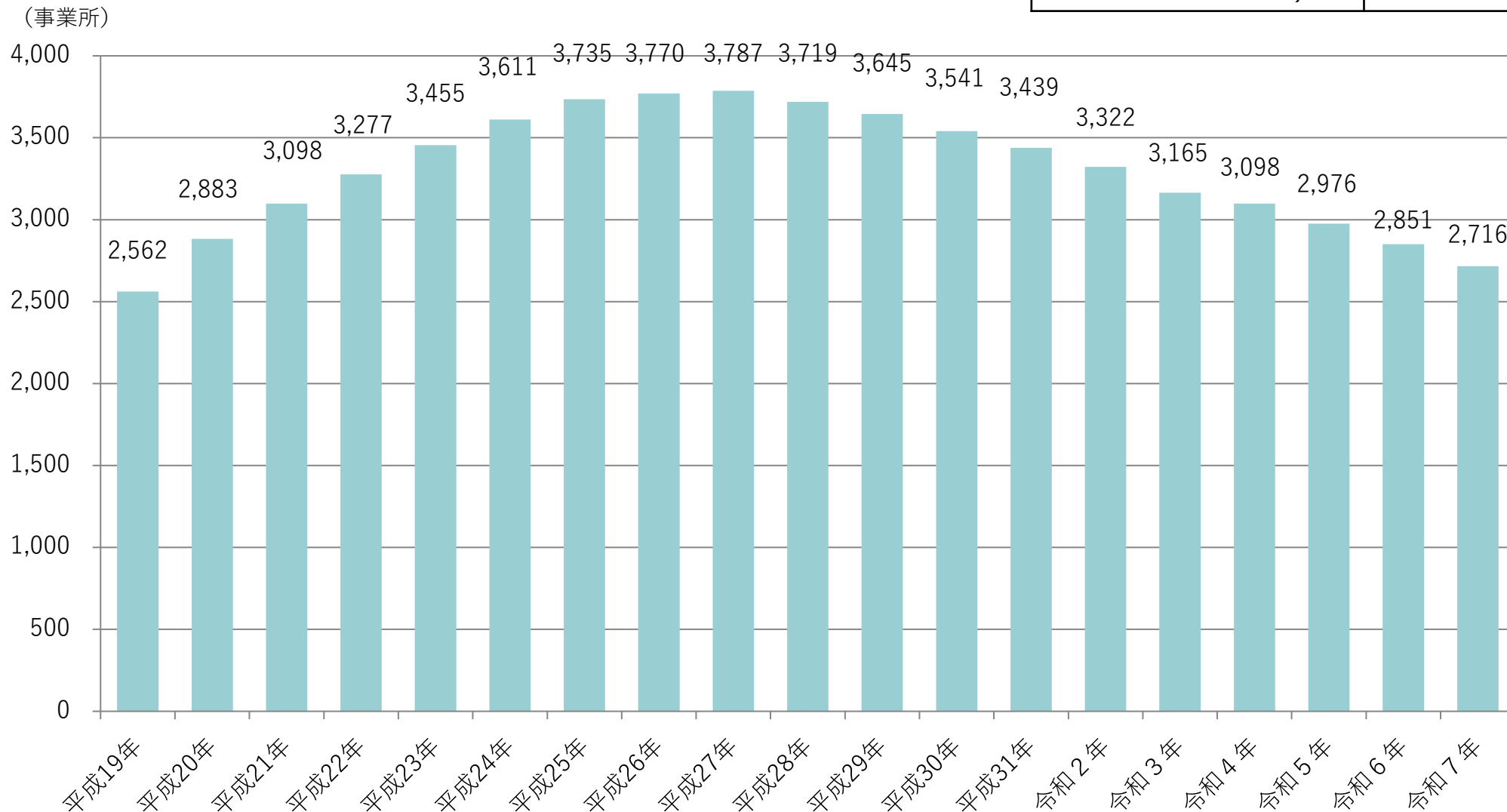
※★は介護予防除く。加算・減算は主なものを記載。点線枠の加算は区分支給限度額の枠外。

認知症対応型通所介護の請求事業所数

社保審－介護給付費分科会

第258回（R 8.6.15）

資料 1



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

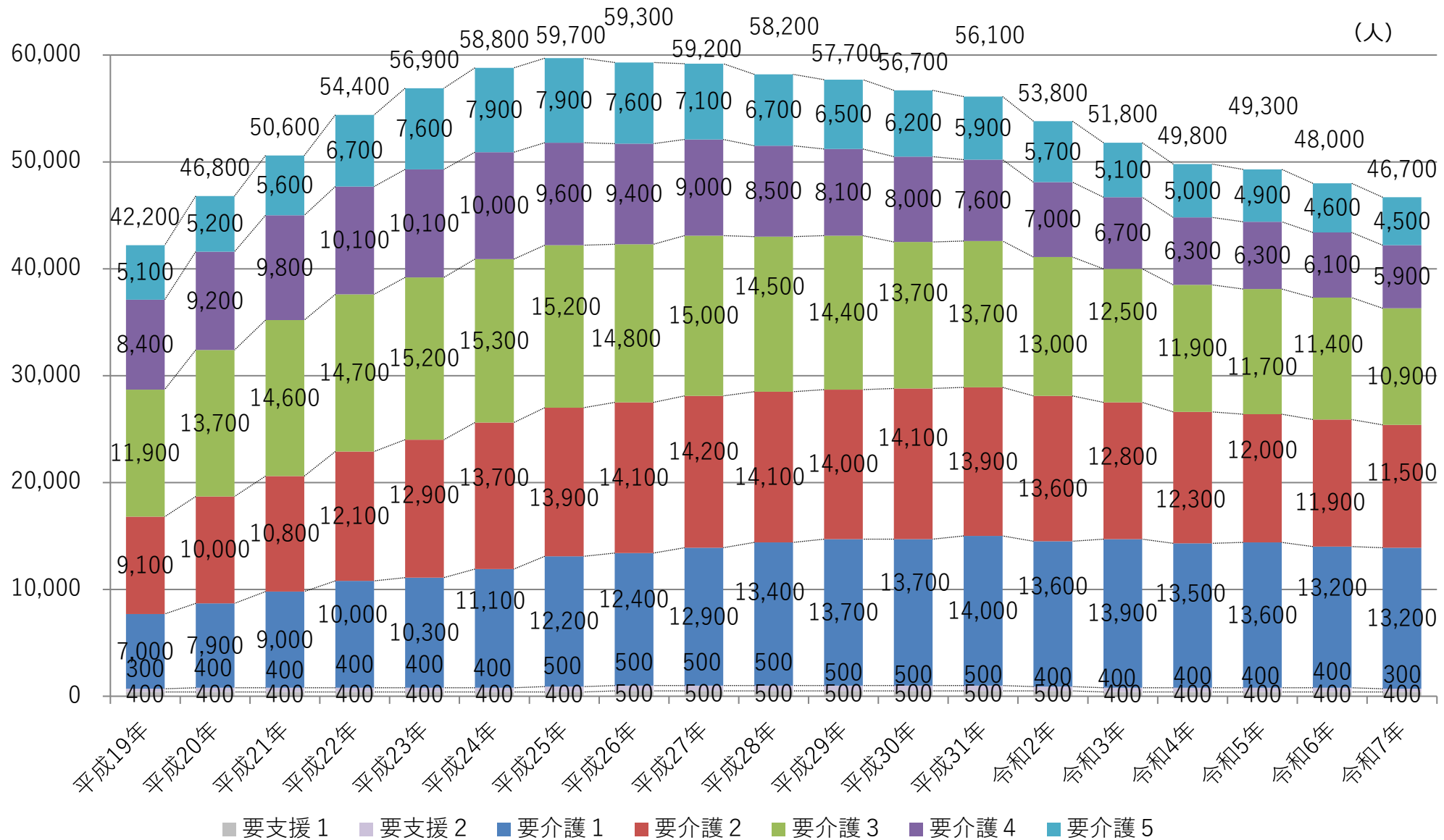
【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年 4 月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

認知症対応型通所介護の受給者数

社保審－介護給付費分科会

第258回（R 8.6.15）

資料 1



※総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成